

会 長 声 明

当会所属の富永洋一弁護士が担当していた刑事事件につき、検察官が弁護人と被疑者との接見内容を被疑者取調べにおいて聴取し、供述調書化したうえ、公判において証拠として請求したことが、弁護人の秘密交通権を侵害するとして提起していた国賠訴訟について、福岡高等裁判所は、7月1日、佐賀地方裁判所判決を変更し、国に55万円の支払を命じる判決を言い渡した。

原審である佐賀地方裁判所判決では、秘密交通権の権利性を一応は認めたが、捜査機関の捜査権に優越するものではないとし、検察官が接見内容を聴取することが違法かどうかは「聴取の目的の正当性、聴取の必要性、聴取した接見内容の範囲、聴取態様等諸般の事情を考慮して」判断すべきと判示した上、結論において本件検察官の行為は違法ではない、としたものであり、このような聴取しうる条件は取調べの可視化がなされていない現状では条件として機能しないものであるとして控訴をしていたものであるところ、控訴審判決では、この点について「秘密性が消失していない被疑者と弁護人との間の情報交換の内容を尋ねるものであり（中略）被疑者と弁護人等との自由な意思疎通ないし情報伝達に萎縮的効果を及ぼすおそれがある」と判示し、本件検察官の行為は刑法39条1項の趣旨を損ない、違法であると判示した。

また、同判決は、聴取した接見内容を証拠請求した行為が「控訴人と本件被疑者との信頼関係を破壊するおそれのある行為であって（中略）心理的な萎縮効果を生じさせたもの」であるとして、接見内容を聴取した行為とは別個に不法行為を構成すると判示している。

被疑者・被告人と弁護人との秘密交通権については、既に鹿児島接見交通権侵害訴訟（志布志選挙違反事件の秘密交通権侵害国賠訴訟）において、捜査機関が、立会人なくして行われる被疑者・被告人と弁護人との接見内容を事後的に聴取することが、双方の情報伝達や援助に萎縮的効果を生じさせるものとして秘密交通権の侵害となることが明確に判示されているところであり、本判決は改めて秘密交通権の重要性を再度確認したものである。

しかし、本件特有の争点として、相弁護人が被疑者の言い分を報道機関に公表したという点があるが、本判決はこの点について、「供述過程を含む秘密交通権が放棄されたとは到底認めることができない」とした点は評価できるものの、「（被疑者が）供述した事実それ自体については、前記報道機関に対する公表をもって、秘密性が消失したものといわざるを得ない」として、当該事実についての聴取は許されるとした点は極めて重大な問題である。

そもそも、本件は捜査機関側の報道発表により被疑者の言い分と食い違う報道がなされていたことから、相弁護人は、弁護活動の一環として、被疑者の言い分を報道機関に公表したにすぎない。

しかるに、弁護人が接見により得られた情報を第三者に話すことが捜査機関に対する秘密交通権の放棄にあたるならば、弁護人は接見により得られた情報

を報道機関の取材はもとより、家族等にすら伝えることができなくなり、弁護活動に重大な支障をきたすことは明らかである。この点について本判決の判断は、今後の弁護活動におけるマスコミ対応に関し、問題を残すものであると言わざるを得ない。

弁護人と被疑者・被告人との秘密交通権の保障は、充実した情報伝達を確保することで相互の信頼関係を形成するとともに、有効かつ適切な弁護活動を可能ならしめるための最も重要な基本的権利の一つである。これは、マスコミの取材に応じたことで左右されるべきものではなく、このような判決の論理が許されるのであれば、刑事弁護人は、今後、刑事事件についてマスコミ取材については極めて慎重な対応をせざるを得ず、ひいては国民の知る権利についても消極的にならざるを得ない。

当会は、本判決を受けて、検察庁その他捜査機関に対し、今回の判決を真摯に受け止め、被疑者・被告人と弁護人との秘密交通権が憲法に由来する最も重要な権利の一つであることを十分に認識し、本件と同様の秘密交通権の侵害行為が繰り返されることのないよう強く求めるとともに、このような違法捜査や秘密交通権侵害を防止し、事後的な検証を可能ならしめるためにも、直ちに取調べの全過程の録音・録画（可視化）の実現を求める。

2011（平成23）年7月4日

佐賀県弁護士会 会長 辻 泰 弘